

【記載例 5-2】 連帯債務に係る負担割合について当事者間において取り決めがあるとき
(連帯債務に係る負担割合と取得した資産の所有割合が異なるとき)

設 例

居住開始年月日 平成 17 年 11 月 20 日

	(家屋)	(土地等)
取得対価の額	20,000,000 円	25,000,000 円
総床面積又は総面積	100 m ²	120 m ²
居住用部分の床面積又は面積	100 m ²	120 m ²
居住用割合	100%	100%
共有	A・B	
共有持分	A 1/2	B 1/2

資金の調達状況

Aの自己資金	2,500,000 円
Aの単独債務に係る住宅借入金等に関する事項	
住宅借入金等の内訳	「住宅及び土地等」
年末残高 (当初借入金額)	4,900,000 円 (5,000,000 円)
Bの単独債務に係る住宅借入金等に関する事項	
住宅借入金等の内訳	「住宅及び土地等」
年末残高 (当初借入金額)	7,300,000 円 (7,500,000 円)
A・Bの連帯債務に係る住宅借入金等に関する事項	
住宅借入金等の内訳	「住宅及び土地等」
年末残高 (当初借入金額)	29,800,000 円 (30,000,000 円)
任意の負担割合	A70% B30%

※ 記載例はAに係るものである。

〔控除額計算明細書〕

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

	家屋に関する事項	土地等に関する事項
居住開始年月日	① 平成 17.11.20 (平成 17.11.20)	
取得対価の額	② 20,000,000 円	③ 25,000,000 円
総(床)面積 ※小数点以下第2位まで書きます。	④ 100.00 m ²	⑤ 120.00 m ²
うち居住用部分 の(床)面積	⑥ 100.00 m ²	⑦ 120.00 m ²

3 増改築等をした部分に係る事項

居住開始年月日	⑧ 平成 17.11.20
増改築等の費用の額	⑨ 0 円
うち居住用部分の金額	⑩ 0 円

※ ⑨の金額が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除を受けることができます。

4 家屋や土地等の取得対価の額

	① 家 屋	② 土 地 等	③ 合 計	④ 増 改 築 等
あなたの共有持分 ※共有の場合のみ書いてください。	① 1/2	② 1/2		
あなたの持分に係る 取得対価の額等	② 10,000,000 円	③ 12,500,000 円	④ 22,500,000 円	

5 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	⑤ 住 宅 の み	⑥ 土 地 等 の み	⑦ 住 宅 及 び 土 地 等	⑧ 増 改 築 等
新築、購入及び増改築等に係る 住宅借入金等の年末残高	⑤ 4,900,000 円	⑥ 7,300,000 円	⑦ 12,200,000 円	
連帯債務に係るあなたの負担割合 (付表の⑩の割合) ※連帯債務がない場合には、100.00%と書きます。	⑧ 100.00%	⑨ 100.00%	⑩ 100.00%	
住宅借入金等の年末残高 (付表の⑩の金額) ※連帯債務がない場合には、⑤の金額を書きます。	⑪ 4,900,000 円	⑫ 7,300,000 円	⑬ 12,200,000 円	
②と⑤のいずれか 少ない方の金額	⑬ 4,900,000 円	⑭ 7,300,000 円	⑮ 12,200,000 円	
居 住 用 割 合 ※小数点以下第1位まで書きます。	⑯ 100.0%	⑰ 100.0%	⑱ 100.0%	⑲ 100.0%
居 住 用 部 分 に 係 る 住宅借入金等の年末残高 (⑬ × ⑱)	⑳ 4,900,000 円	㉑ 7,300,000 円	㉒ 12,200,000 円	
住宅借入金等の年末残高の合計額 (⑤の⑤+⑥の⑥+⑦の⑦+⑧の⑧)	㉓ 24,400,000 円			㉔ 0 円

※ ⑨の金額を「6 住宅借入金等特別控除額の計算」の「住宅借入金等の年末残高の合計額⑨」に転記します。

(注) ⑥欄の記入に当たっては、「住宅取得等のための金銭の贈与の特例」(以下「特例」といいます。)の適用を受けた方の⑥欄の金額は、次により計算した金額と⑤のいずれか少ない方の金額を書きます。

⑥欄の金額 (円) = 特例の適用を受けた金額 (円) = (円)

〔付 表〕

1 各共有者の取得した資産に係る取得対価の額等の計算

連帯債務者（共有者）の氏名		① (あなた) A	② (共有者) B	③ (共有者) C	④ 合 計 等
取得した資産	家屋の取得対価の額 ①				円 20,000,000
	各共有者の共有持分 ②				
	各共有者の持分に係る家屋の取得対価の額（①×②） ③	円 10,000,000	円 10,000,000	円	
	土地等の取得対価の額 ④				円 25,000,000
	各共有者の共有持分 ⑤				
	各共有者の持分に係る土地等の取得対価の額（④×⑤） ⑥	円 12,500,000	円 12,500,000	円	
取得した資産に係る資金の状況	各共有者の取得した資産に係る取得対価の額（③＋⑥） ⑦	22,500,000	22,500,000		
	各共有者の自己資金負担額 ⑧	2,500,000	-		円 (④+⑥+⑦) 2,500,000
	各共有者の単独債務による当初借入金額 ⑨	5,000,000	7,500,000		円 (④+⑥+⑦) 12,500,000
	当該債務に係る住宅借入金等に係る年末残高 ⑩	4,900,000	7,300,000		
	連帯債務による当初借入金額 ⑪				円 30,000,000
	当該債務に係る住宅借入金等に係る年末残高 ⑫				円 29,800,000

- ※1 ⑩欄及び⑫欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」（以下「証明書」といいます。）に記載されている住宅借入金等の年末残高を書きます（2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、すべての証明書に基づいて書きます。）。
- ※2 ①欄と④欄の金額の合計額（以下「取得対価の額の合計額」といいます。）と、⑤欄及び⑥欄の⑦の金額と⑧欄の金額の合計額（以下「取得資金の額の合計額」といいます。）とが異なる場合には、次により調整が必要となります。
- ・取得対価の額の合計額の方が多い場合……「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、増額します。
 - ・取得資金の額の合計額の方が多い場合……「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、減額します。

2 各共有者の住宅借入金等の年末残高

各共有者の負担すべき連帯債務による借入金の額（⑦－⑧－⑨） ⑬	円 (赤字のときは0)	円 (赤字のときは0)	円 (赤字のときは0)	円
連帯債務による借入金に係る各共有者の負担割合（⑬÷⑪） ⑭	% 70	% 30	%	% 100.00
連帯債務による借入金に係る各共有者の年末残高（⑩×⑭） ⑮	円 20,860,000	円 8,940,000	円	円
各共有者の住宅借入金等の年末残高（⑩＋⑮） ⑯	19,900,000	16,240,000		

(注) 1 連帯債務に係る負担割合が任意に取り決められている場合には、当該者の負担すべき連帯債務に係る住宅借入金等の年末残高が当該者の取得した資産に係る取得対価の額を超える場合がある。この場合には、当該取得した資産に係る取得対価の額に達するまでの部分の金額が当該住宅借入金等の金額となることから、その調整のために⑬欄は、「⑦－⑧－⑨」により計算する。

(注) 2 ⑭欄には、任意の負担割合を記載する。

(注) 3 ⑯欄は、「(⑩＋(⑬と⑮のいずれか少ない方の金額))」を記載する。